

令和8年度事業計画

～デジタル社会における行政書士の社会的評価と信頼の向上を目指して～

令和7年度は、行政書士法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が成立し、令和8年1月1日から施行されました。この歴史的な転換期を迎え、行政書士制度は新たなステージへと踏み出しました。

令和8年度は、この改正法の円滑な施行と社会的実装を最重点課題とします。改正法の趣旨を踏まえた各種施策を通じて、デジタル社会において行政書士が国民の権利利益の実現により一層貢献できる体制を構築し、会員の皆様と共に行政書士の社会的評価と信頼を更に高めてまいります。

1. デジタル化への対応

改正法により、行政書士法（以下「法」という。）第1条の目的規定が使命規定となり、第1条の2に新たに職責が規定され、士業法では初めて「デジタル社会への対応」が努力義務として規定されました。このため、会員のデジタルスキルの向上を支援する施策を推進するとともに、引き続きデジタル庁と連携して、行政手続に関する国の基幹システムの構築に参画し、政府が推進する「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に掲げる諸施策への対応等を通じて「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」の実現に寄与してまいります。あわせて、各種電子申請システムにおいて行政書士による代理申請機能を実装することにより、無資格者による国民の権利利益の侵害を防いでまいります。

また、昨年度、本格的に運用を開始した新行政書士会員管理システムについては、デジタル庁が開発した「国家資格等情報連携・活用システム」と連携したデジタル資格者証の発行が可能となり、本年度は、新規登録・変更手続の運用の開始が予定されています。デジタル基盤による業務効率化の成果を全国の単位会で享受できるよう、引き続きシステムの安定的な運用と機能の改善を進めてまいります。

2. 特定行政書士制度の更なる推進

改正法により、特定行政書士が行うことができる行政不服申立ての手続に関する業務範囲について、行政書士が「作成した」から「作成することができる」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものに拡大されました。この改正に伴い、今後、行政不服申立て関係業務の増加が予想されることから、特定行政書士の増員を図るとともに、行政不服申立てに関する実務能力の向上を目的とした高度な研修プログラムの開発・実施を進めてまいります。また、総務省と連携して、地方自治体における行政不服申立てに関する相談窓口の設置を推進するなど、特定行政書士の活躍の幅を広げてまいります。

3. 行政書士法の理解促進

改正法により、法第19条第1項の行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限規定に「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言が加えられるとともに、法第23条の3において業務の制限違反等の罰則について両罰規定が整備されました。この改正を契機として、これまで法に抵触する疑義はあったものの、明確な対応が困難であった事案が顕在化してきます。国民の権利利益を守るという観点から、法令遵守を前提としつつも、経済活動の混乱を招かぬよう、関係団体等への周知を徹底し、法の理解促進に努めてまいります。

その他、大規模災害発生時の被災者支援活動について、災害復興支援員の増員に努めるとともに、その養成を更に推進し、全国的な支援体制の構築を実現してまいります。日頃から行政書士が現場で培ってきた経験と信頼は、地域における暮らしの再建と安心を支える力として、今後ますます重要になってくると考えています。引き続き、被災者支援活動に係るノウハウの蓄積や共有に努め、大規模災害発生時の対応スキームの整備を進めてまいります。

改正法の円滑な施行やこれらの取組を着実に進めていくために、会員を増員して、本会及び単位会の組織力の一層の強化を図ってまいります。

また、困ったときだけでなく、国民や事業者の方々が日頃から気軽に相談できる「かかりつけ行政書士を全国標準にしよう！」という活動理念のもと、全国47単位会及び約5万5千人の会員と共にデジタル社会における「頼れる街の法律家」としての位置付けを確固たるものにしてまいります。

1 活動理念

「かかりつけ行政書士を全国標準にしよう！」

約 5 万 5 千人の行政書士が、全国津々浦々の住民及び事業者の生活圏に根差し、多様な事業活動に寄り添い、「かかりつけ医」のように真に身近な相談相手となることにより、地域に不可欠かつ有益な国家資格者としての「かかりつけ行政書士」を標準化させて、信頼と評価の向上を目指します。

2 基本方針

(1) 改正行政書士法の社会的実装を推進します。

- 関係省庁、地方公共団体、事業者団体等への周知活動の推進
- 情報通信技術の活用等を通じた業務の改善進歩の推進
- 行政書士法の適正な運用の推進
- 特定行政書士の増員及び資質向上の推進

(2) 国民の権利利益の実現と社会貢献を推進します。

- 行政手続のデジタル化に係る法制度への政策提言活動の推進
- 行政書士代理申請システムの確立並びに G ビズ ID・マイナポータル等の利活用の推進
- 災害復興支援体制の確立及び被災者支援活動の推進
- 外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた外国人材の受入に係る支援の推進
- 高齢者等のサポート（権利の擁護）が必要な方の支援及び成年後見制度の普及推進
- ADR の活用、法教育及び暴力団等排除対策の推進
- 「行政不服申立相談員制度」の推進

(3) 組織力を強化して行政書士制度の確立を推進します。

- 次なる法改正の推進及び日本行政書士政治連盟等の関係団体との連携の強化
- 会員の増員及び資質の向上並びに各種研修の充実の推進
- 行政書士資格のブランド力の強化
- 国及び地方公共団体の各種委員会の委員等への行政書士の登用の推進
- 各部署の機能の強化及び最適化並びに新規業務の開発の推進
- 情報セキュリティの強化の推進
- 単位会の業務（登録、広報、研修等）の効率化への支援の推進

3 活動内容

具体的な活動内容については、各部、委員会、デジタル推進本部、行政書士制度調査室、中央研修所等の事業計画（案）のとおりです。

＜各部・委員会事業計画案＞

【総務部】

- 1 行政書士の品位保持と制度遵守の徹底
- 2 諸会議の開催
- 3 顕彰（式典等）の実施
- 4 新年賀詞交歓会の開催
- 5 日行連と各地方協議会との連絡会の開催
- 6 単位会相互の地域的連絡調整の促進
- 7 他の部の所管に属さない事項への対応

【経理部】

- 1 予算・決算の適正管理
- 2 賃借物件（東京都港区・虎ノ門タワーズオフィス）の適正管理

【広報部】

- 1 広報活動の推進
- 2 「月刊日本行政」の発行
- 3 行政書士制度 PR ポスターの作成
- 4 行政書士制度 PR 事業
- 5 インターネットによる広報活動
- 6 全国広報担当者会議の開催

【法規監察部】

- 1 行政書士法を含む諸法規の調査研究及び指導
- 2 関係法規集等の改訂作業及びホームページ掲載の関係法規の管理
- 3 行政書士法関係法令先例総覧等の改訂
- 4 各単位会における監察活動の推進
- 5 行政書士法違反行為の防止

【許認可業務部】

＜運輸交通部門＞

- 1 関係業務の開発及び法令等の調査研究
- 2 電子申請に係る具体的対応
- 3 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集

＜建設・環境部門＞

- 1 関係業務の開発及び法令等の調査研究
- 2 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集及び情報発信
- 3 業務の実務研究

＜社労税務・生活衛生部門＞

- 1 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集
- 2 業務の実務研究
- 3 経過措置会員による社労業務の円滑推進

＜農地・土地利用部門＞

- 1 法定業務及び関連業務並びに法令等の調査研究
- 2 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集

【法務業務部】

＜部全体＞

- 1 地域との共生事業の調査、情報収集及びその提供

＜権利義務・事実証明部門＞

- 1 改正法によりもたらされる行政書士業務を確立するための研究及び情報提供
- 2 既存業務について更なる専門性を確立するための研究及び情報提供
- 3 所有者不明土地・空き家問題についての調査研究及び関係各所への情報発信
- 4 マンション管理に係る業務についての調査研究

＜法務事務・成年後見部門＞

- 1 高齢者・障がい者等に対応する総合的な支援策（成年後見制度及びその周辺制度）の調査研究
- 2 コスモス等と連携を図り、成年後見制度のより円滑な運用を支援するための周知活動と情報発信

【国際・企業経營業務部】

＜国際部門＞

- 1 国際業務に関する調査研究

＜知的財産部門＞

- 1 知的財産業務に関する調査研究
- 2 著作権相談員制度の維持拡大に関する対応
- 3 新学習指導要領に対応した著作権教育のモデル事業案の検討

＜企業支援部門＞

- 1 中小企業支援等の調査研究

【登録委員会】

- 1 行政書士登録事務及び行政書士法人届出事務に関する調査研究及び指導
- 2 登録申請書類の審査

【申請取次行政書士管理委員会】

- 1 出入国在留管理手続の公正かつ円滑な実施への対応
- 2 委員会規則に係る調査及び対応
- 3 申請取次制度の普及と充実
- 4 各地方出入国在留管理局、申請取次責任者との連絡、調整
- 5 申請取次行政書士管理委員会（単位会）への助成

【規制改革委員会】

- 1 規制改革・行政改革等への総合的対応

【デジタル推進本部】

- 1 デジタル社会における行政書士業務の現状把握と具体的な施策
- 2 行政書士会員管理システムの改修ほか日行連会務のデジタル化推進事業
- 3 情報セキュリティ対策の推進事業
- 4 マイナンバー・G ビズ ID 活用推進事業

【裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部】

- 1 行政書士の行う ADR の今後についての事業展開に係る協議
- 2 証取得済単位会課題検討協議会の開催
- 3 日行連による ADR 調停人養成のためのオンライン研修の開催
- 4 単位会が開催する研修支援

- 5 関係機関・団体等への参加
- 6 認証申請単位会及び認証取得済単位会への支援

【法改正推進本部】

- 1 行政書士法改正の推進及び制度維持への対応

【大規模災害対策本部】

- 1 大規模災害被災単位会の会務運営への支援協力・指導
- 2 大規模災害等への対応

【選挙管理委員会】

- 1 会長選挙の諸準備
- 2 会長選挙改善点に係る検討

【自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）対策特別委員会】

- 1 自動車保有関係手続に関する道路運送車両法及び行政書士法施行規則改正に関する調査研究及び情報収集
- 2 OSSの利用促進に係る対応

【特定行政書士制度普及推進委員会】

- 1 特定行政書士制度の推進
- 2 特定行政書士業務の調査研究
- 3 特定行政書士制度 PR 活動の推進

【法教育推進委員会】

- 1 法教育事業の調査研究
- 2 単位会における法教育取組状況等の集約・分析
- 3 単位会における法教育事業実施への支援
- 4 法教育事業の普及啓発

【暴力団等排除対策委員会】

- 1 暴力団等反社会勢力の排除対策の推進
- 2 関係団体等との連携強化、情報収集

【権利擁護推進委員会】

- 1 基本理念・活動方針の周知
- 2 行政書士業務を通じた高齢者・障がい者・外国人・LGBT 等の分野別権利擁護及び行政書士業務における手続を通じた権利擁護の調査研究
- 3 権利擁護活動の対外的な PR

【行政書士制度調査室】

- 1 行政書士制度に影響する事案や国家戦略案件への施策立案等の総合的対応及び制度に関する政策研究
- 2 業際問題等の背景や経緯を含めた情報の蓄積及び整理等の業務情報の共有化
- 3 国等への行政書士利活用の政策提言の発信及び規制改革・行政改革に関連する政策提言の作成
- 4 条解行政書士法第3版の発行

【中央研修所】

- 1 会則第 62 条の 3 第 1 項第一号研修の実施
 - (1) 基礎研修の実施
 - ①コンプライアンス研修
 - ②基礎法律研修
 - (2) 業務研修の実施
 - ①業務関係研修
 - ②特定行政書士プレ研修
 - ③特定行政書士ブラッシュアップ研修
 - (3) 政策研修の実施
 - ①政策関係研修
 - ②司法研修
 - ③新規業務等に対応する研修
- 2 会則第 62 条の 3 第 1 項第二号研修の実施
 - (1) 特定行政書士法定研修の実施
- 3 会則第 62 条の 3 第 1 項第三号研修の実施
 - (1) 一般倫理研修の実施
 - (2) 特別倫理研修の実施
- 4 ビデオ・オン・デマンド研修システムの運用の更なる深化・改善